

かほく市特定教育・保育施設設置運営事業者公募要領

近年、本市の人口は定住促進事業の効果等により急速に増加しているほか、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化の実施など、今後さらに保育需要が高まることが想定されます。また、本市では保育を必要とする全ての子育て家庭に対し、適切な教育・保育サービスを提供できる環境を整備するため、「かほく市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の充実を図りながら、その量的拡大に取り組んでおります。

今後更に増加する保育需要に対し、受け入れ先の確保と保育サービスの拡大のため、新たに幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置し、運営する事業者を募集します。

1 応募要件

応募事業者は、次の要件を全て満たす者としします。

- （1） 申請書類受付日時点において、社会福祉法人または学校法人等であること。なお、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の運営実績のある法人とする。
- （2） 保育施設の設置及び運営を直接行う事業者であること。
- （3） 児童福祉事業に熱意と見識を有し、認定こども園を設置・運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有している事業者であること。
- （4） 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- （5） 本市からの指導に従う等、本市の保育行政に対して積極的に協力できる事業者であること。
- （6） 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）（以下「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」という。）及び「保育所保育指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）（以下「保育所保育指針」という。）に基づいた教育・保育を公平、中立かつ効率的に提供できる事業者であること。
- （7） 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない事業者であること。
- （8） 申請書類受付日時点において、法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税並びに市町村税の滞納がない事業者であること。
- （9） 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き又は更生手続きをしている事業者ではないこと。
- （10） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益活動を行う事業者ではないこと。
- （11） その他法令等に違反する事業者ではないこと。

2 公募施設の種類及び設置運営要件

- (1) 施設種類 認定こども園（幼保連携型又は保育所型） 1施設
- (2) 対象児童 0歳（生後2か月以上）から5歳（4月1日時点）までの児童
- (3) 定員 150名程度
（各年齢の定員（の目安）※1号認定を含む）
0歳児21名、1歳児24名、2歳児26名、3歳児26名、4歳児26名、5歳児26名。）
※1号認定こどもの定員は、3～5歳児の合計で最大15名までとする。
※定員構成は0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳以上児となるよう提案をすること。
- (4) 開所時間 原則、平日は午前7時から午後7時（延長保育は午後6時から午後7時）まで。
土曜日は午前7時から午後6時まで。
- (5) 休所日 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）
※休日保育を実施する場合は、この限りではありません。
※ただし、12月29日及び30日については、保育を必要とする児童に対し、必要に応じて有料による年末保育を実施できるよう体制を整えること。
- (6) 事業開始日 令和10年4月1日
- (7) その他上記のほか、運営に当たっては次の事項を遵守してください。

①基本事項

- (1) 事業者は、開園時から次に掲げる事業等を実施するために必要な職員を確保し、適切な職員配置及び実施体制を構築すること。
 - (i) 午後6時から午後7時までの延長保育の実施
 - (ii) 障害児の受入に必要な保育体制の確保
 - (iii) 一時預かり事業なお、子育て支援の観点から休日保育事業や医療的ケア児対応などについても追加で提案することは可能であり、その場合、審査の際に加点されます。ただし、提案された事業等の実施に要する財政措置を保証するものではありません。
- (2) 特別な配慮や支援を必要とする児童（障がい児、被虐待児等）を積極的に受け入れ、関係機関との協力を行うこと。
- (3) 給食については、自園調理（外部搬入は不可）とし、栄養士が作成する献立に基づき実施するものとし、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）を遵守すること。
- (4) 給食等におけるアレルギー児への対応は、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。
- (5) 「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号）の別紙「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月31日付け生衛発第65号別添）に準拠し、調理従事者等は月1回以上の検便を受けること。また、検便には腸管出血性大腸菌の検査を含めること。
- (6) 教育、保育内容については、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に

基づいた保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って実施すること。

- (7) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため、特に寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かし、また、午睡及び仮眠中は、低年齢児の呼吸確認を定期的に行い、健康観察の表（天気・気温・湿度・体調・呼吸確認・睡眠時刻等）を作成し、記録をつけること。
- (8) 保護者との交流を図り、保護者からの意見を受け入れ、適切な保育を提供できるよう運営の改善に努めること。
- (9) 事業者は、延長保育料及びその他実費徴収・上乗せ徴収については、家計に与える影響を考慮したうえで額を設定し、その支払いを求める理由とあわせて、あらかじめ保護者の同意を得たうえで、徴収することができる。なお、当該費用を徴収した場合、経理内容を明確にし、保護者の求めに応じ結果を報告すること。
- (10) 本市内の認定こども園と連携・交流を行い、相互の保育の向上を図ること。

②職員配置

- (1) 保育に当たる職員は、保育士資格を有する者（保育所型の場合）又は保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者（幼保連携型の場合）を配置すること。なお、幼保連携型認定こども園を設置する場合においては、法令に定める「免許・資格併有の原則」を遵守し、開園時点において必要な資格・免許を有する職員を十分に確保すること。
- (2) 施設長及び主任保育士（認定こども園の場合は主幹保育教諭・指導保育教諭等）は、保育に関する十分な実務経験を有する正規職員を配置し、かつ当該施設の専任とすること。
- (3) 教育・保育に当たる職員配置のほか、延長保育事業や一時預かり事業など、その他事業等を実施する上で必要となる職員の配置にも十分留意すること。
- (4) 看護師、准看護師、保健師の配置又は必要時に迅速に対応できる医療体制を確保すること。なお、園児の安全・安心促進のため、配置体制については加算対象とします。

③その他

- ・ 駐車場については、通園する子どもや送迎する保護者、歩行者等の安全を第一に考え、必要に応じて送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、交通事故や違法駐車等による問題を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
- ・ 入所児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
- ・ 既存の建物を活用し、かつ、同一建物内で他の事業を複合的に行う場合は、認定こども園と明確に区分すること。

3 用地等に関する要件

- (1) 設置場所 かほく市内で、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）に適合し、農地法（昭和27年法律第229号）、その他関係法令等に違反しない場所で、保護者の利便性と現存する保育所及び認定こども園との均衡を勘案して選定を行うこと。
- (2) 設置地域 かほく市内の下記の地域において、事業者が提案すること。
かほく市大崎、内日角、宇野気、外日角、白尾
- (3) 建設用地等
認定こども園を建設する用地は、事業者が所有又は借地（借地の場合は認定こども園の建設に支障がないことについて所有者と調整を行うこと）とするほか、建物は事業者が所有すること。不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号局長通知）を遵守すること。
- (4) 所要期間の確認
あらかじめ開発工事や建築工事の所要期間について所轄庁に確認し、前記2（6）記載の事業開始日までに確実に開園できる用地を選定すること。また、関係法令及び本市の各要綱等を遵守すること。
- (5) 認定こども園の経営を行うために直接必要な全ての不動産については、継続的かつ安定的に運営可能な不動産であること。
- (6) 既存建物を利用する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による検査済証の交付が確認できること。また、耐震性に問題がないこと。
- (7) 認定こども園の設置及び運営に関して、近隣住民の了承が得られる用地であること。
- (8) 認定こども園の認可を受けた土地及び建物等は、当該認定こども園における保育以外の目的に使用しないこと。
- (9) 認定こども園の認可を受けた土地及び建物等の維持管理に要する費用は、事業者の負担とすること。
- (10) 上記のほか、公共用地の積極的な活用の提案も受け付けるので、検討する場合には、事前にかほく市こども家庭課に協議を行うこと。

〈公共用地利用の目安〉

(i) 利用手続き及び利用料金について

公共用地の利用については、希望する公共用地の種別により、用地所管課と契約又は利用申請を行い、それぞれ規定されている料金を支払うこと。（ただし、公共用地の種別によっては減免となることもあります。）

(ii) 利用期間について

利用期間は、開設準備行為期間を含めて10年間とする。ただし、保育施設の安定的な運営や建築物の耐用年数等を勘案し、利用期間の更新することもできる。また、事業所は利用期間終了後には、事業者の負担により建物等を解体・撤去し、現状を回復したのち、市に返還すること。

4 整備及び運営の条件

(1) 施設の整備及び事業の運営に当たっては、本要領のほか、関係法等を遵守し、特に、次の法令等に留意してください。

- ① 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
- ② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ③ 保育所の設置認可等について（平成12年厚生省児発第295号）
- ④ かほく市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かほく市条例第17号）
- ⑤ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ⑥ 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石川県条例第40号）
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

※法令の改正や関係通知等があった場合、その対応方針や対応時期については、必要に応じて市と協議して決定するものとします。

(2) 施設の整備に当たっては、次の事項を遵守し、本市や関係各署の指示に従い、近隣の住民の意見や要望に対して誠実に対応してください。

- ① 前記2（6）記載の事業開始日に開園できるよう、関係法令に基づく諸手続きや、市との事前協議を計画的に行い、遅滞なく円滑に進めること。
- ② 建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和するものとする。
- ③ 児童の送迎のため、自動車を駐車、自転車を駐輪する場所が確保されていること。
- ④ 認定こども園の敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置場を確保すること。なお、③の駐車場所との兼用は可とする。
- ⑤ 屋外遊戯場（園庭）は、認定こども園敷地内に確保すること。なお、地表であることが望ましい。
- ⑥ 施設の設計や工事の実施に当たっては、次の事項等について近隣の住民と十分に話し合い、本市の指示に従うこと。

建物の位置と高さ(日照)・出入口の位置と構造・換気扇の位置と向き・窓等の位置と大きさ・植栽樹木等の管理・防音対策・工事騒音や振動・工事車両の搬出入経路・保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策・近隣の住民より要望のある事項・その他協議が必要となる事項

5 施設整備に係る交付金及び運営費

施設整備に係る交付金及び運営費は、一定の基準を満たしている場合、交付基準額等に基づき交付します。ただし、市の予算の範囲内で決定・交付するため、提案された全事業等に対する補助を保証するものではありません。補助を受けるためには整備前に市が国・県に対し補助協議等を行う必要があります、既に終了している整備、又は既に着工している整備については補助対象外となります。

交付基準等は以下の各要綱等を参照してください。なお、各要綱等は最新の改正内容を反映したものと読み替えてください。

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こども家庭庁長官・文部科学大臣通知）
- (2) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（こども家庭庁支援局長通知）
- (3) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（令和8年こども家庭庁告示第9号）
- (4) かほく市児童福祉施設整備補助金交付要綱（令和8年かほく市告示第135号）

6 応募の手続き等

以下のとおり申請してください。

- (1) 受付期間 令和8年10月5日から令和8年11月16日まで（市役所閉庁日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
※応募書類の提出日時について、事前（原則2日前まで）に電話予約のうえ、申請してください（郵送不可）。
- (3) 申請場所 かほく市役所1階 健康福祉部こども家庭課

(4) 提出書類（原本1部と写し9部を提出してください。）

ア	提出書類一覧	様式1
イ	かほく市認定こども園設置運営事業者 応募申請書	様式2
	認定こども園事業計画書	
ウ	1. 施設について	様式3-1
エ	2. 運営体制について	様式3-2
オ	3. 認定こども園の職員配置	様式3-3
カ	4. 開園時間等	様式3-4
キ	5. その他（法人の考え方・募集要項以外の提案等）	様式3-5
ク	施設長（園長）となるべき者の履歴書	様式4
ケ	令和9年度施設整備資金に関する収支予算書	様式5
コ	法人の概要	様式6
サ	法人の代表者の履歴書	様式7
シ	法人の役員名簿	
ス	設置運営場所の位置図（1/2500）	
セ	現地写真（認定こども園用地及び近隣の状況がわかるもの）	
ソ	施設整備後の建物の平面図、立面図、配置図、園庭求積図等 ※基本設計段階程度のもので可 ※各部屋の用途及び面積がわかるようにすること	
タ	設置運営場所に関する書類（土地登記事項証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの）又は土地の賃貸借（予定）契約書）	
チ	近隣住民・地域住民への説明状況（地元への説明方法は任意）	
ツ	開設までのスケジュール（開発協議や工事の工程についても含む）	
テ	国税及び地方税に係る納税証明書（未納がないことがわかるもの）	
ト	認定こども園の設置運営に係る収支予算書（開設から3か年分）	
ナ	法人の登記事項証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの）	
ニ	法人の定款又は寄附行為の写し	
ヌ	法人の事業運営実績等の概要がわかる書類	
ネ	法人の財務状況に関する書類（収支決算書、財産目録等を直近3か年分）	

※ その他市長が必要と認める書類（追加書類を求める場合があります。）

7 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に必要な費用は、応募者の負担となります。
- (2) 提出書類は、返却しません。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めません。
- (4) 選定に当たって確認が必要とされた場合、追加で資料の提出等を求めることがあります。
- (5) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で利用できるものとします。また、選定結果等に係る情報公開請求があった場合は、かほく市情報公開条例に基づき、応募者の正当な利益を害するもの等を除き、提出書類を開示します。
- (6) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により辞退届を提出すること。

8 選定の取り消し

応募した者が次のうちいずれかに該当した場合は、選定を取り消す場合があります。その際の費用弁償には一切応じません。

- (1) 資料の提出が指定の期間内に行われなかった場合
- (2) 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 申請内容に重大な過失又は虚偽が含まれていた場合
- (4) 「1 応募要件」に定める要件に該当しない、又は該当しなくなった場合
- (5) その他不正行為があった場合

9 設置運営事業者の選定

「1 応募要件」を満たした者から提出された書類によりかほく市子ども・子育て会議による審査・評価の結果を踏まえ、総合的に評価します。ただし、場合によっては説明を求める場合もありますので、ご了承ください。なお、審査の結果該当なしとする場合もありますので、ご了承ください。

10 選定結果

選定結果については、全ての応募者に対して書面で通知します。（電話での問い合わせには応じません。）

選定された場合は、本市と事業者で協定を締結します。ただし、この事業に係る予算措置が講じられなかった場合、協定を締結しない場合があります。

11 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、別途かほく市が決定します。
- (2) 審査の結果、設置運営事業者として選定された場合であっても、提出された提案内容の施設整備・運営ができないことが明らかになった場合、選定結果を取り消し、市が支出した負担金を返還させる場合があります。
- (3) 選定された法人には、協議書等の提出書類に記載されている事項等を遵守していただきます。選定後における児童の処遇低下を招くような変更や、特別な理由のない計画内容の大幅な変更は認められません。
- (4) この要領に定める要件以外で積極的な保育の受入に関する提案があれば、併せて資料に記載してください。

12 質問等の受付

- (1) 質問書の提出
応募者が所定の質問書により質問受付期間内に提出してください。（提出された質問等については、市ホームページを通じて順次お知らせします。）
- (2) 受付期間
令和8年10月5日（月）～令和8年10月13日（火）午後5時必着
- (3) 受付方法
かほく市こども家庭課まで持参、ファックス又は電子メールのいずれかにおいて提出してください。なお、ファックス・電子メールにより送信した際には、併せて電話でご一報ください。
- (4) 留意事項
以下の点に留意の上、質問書を提出してください。
 - ・電子メールの表題は「保育施設公募要領等に関する質問書（事業者名）」としてください。
 - ・公平を期するため窓口、電話等での質問にはお答えしません。
 - ・審査選定内容や認可基準など法令等により確認できる事項、他の応募者に関する情報等の質問にはお答えしません。

＜問い合わせ先＞ **かほく市健康福祉部こども家庭課 こども園係**

〒929-1195 かほく市宇野気二81番地

T E L 076-283-7155 （平日 8時30分～17時15分）

F A X 076-283-1115

E-mail kodomokatei@city.kahoku.lg.jp

※月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで(祝日を除く)